

中国商標法改正の可決・成立について

平成25年9月2日
ジェトロ北京・知財部

1. 概要

中国商標法の改正について、8月30日に全国人民代表大会常務委員会において可決され、国家主席の署名により成立した（第6号主席令）。来年5月1日に施行される。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/sywx/2013-08/31/content_1805107.htm

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2013-08/31/content_1805119.htm

2. 主な改正内容

http://news.xinhuanet.com/legal/2013-08/30/c_117162664.htm

- ・商標審査期限の規定（商標出願審査の9ヶ月以内の完了等）
- ・異議申立制度の改善（異議申立不成立に不服の場合は無効審判を請求）
- ・馳名商標保護制度の明確化（馳名商標の宣伝広告使用の禁止等）
- ・商標専用権の保護強化（法定賠償額の50万元から300万元への引き上げ、懲罰賠償の導入）
- ・商標出願及び使用の規範化、公平な競争的市場秩序の維持（他者商標の抜け駆け登録、企業商号としての使用の禁止）
- ・商標代理業務の規範化（罰則規定の創設）

3. 経緯

- ・制定 1982年 8月（1983年3月施行）
- ・第1次改正 1993年 2月（1993年7月施行）
- ・第2次改正 2001年10月（2001年12月施行）
- ・第3次改正 2009年11月 SAICから国務院への改正案提出
2011年 9月 国務院による1回目の公開意見募集
2012年 9月 国務院による2回目の公開意見募集
2012年12月 全人代による公開意見募集
2013年 8月 改正可決・成立（2014年5月施行）